

令和3年度

北栄町農業施策に関する意見書

北栄町農業委員会

はじめに

令和２年以降コロナ禍により社会的にも生活面でも多大な影響を受けました。農業の分野も例外でなく、また相次ぐ天候不順の影響で農家は甚大な被害を受けています。その中で所謂巣ごもり需要の下支えにより多くの産品で高単価増収益を達成することが出来ましたが、コロナ禍による外食産業の需要低迷の影響、構造的な後継者不足や農地の遊休化という課題は依然として影を落としています。北栄町は、県下でも有数な農業のまちとして、諸課題を克服し新たな時代に向けた農業振興策の実現が望まれます。

本町では２０１３年に「北栄町農業のまちづくり条例」が施行、２０１４年度から諸課題解決と農業振興を目的に８年後の２０２１年度に農業所得倍増をスローガンとして「北栄町農業振興基本計画」が策定されました。計画の最終年度を迎え、まず町を挙げての振興計画への取り組みがどのようなものだったのか早急に振り返ることによって新たな振興策の検討に取り組んでいただきたいと考えます。

検討に当たっては、従来の考え方に縛られず、技術革新や新しい経営手法を意識しつつ、本町にふさわしく時代の要請に即した農業の将来像を描いていただきたい。更に、意欲的な農家や農業団体の取り組みに支援をしていただきたい。人・農地プランの推進に当たってはそのような観点から私たち農業委員も積極的な取り組みを行う所存です。

ついては、北栄町農業委員会は町の農業者を代表し、農業の健全な発展に寄与する立場から、農業委員会等に関する法律第３８条第１項の規定に基づき、施策の改善提案を意見として提出します。農業振興に関する予算及び施策等において、格別のご配慮を頂きたく要望します。

なお、町からの回答については令和３年１２月１日（水）までをお願いします。

令和３年１１月２２日

北栄町長 手嶋 俊樹 様

北栄町議会議長 津川 俊仁 様

北栄町農業委員長 永田 恭彦

1 後継者（担い手）育成対策について

農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻化している。収益性の高いスイカ生産農家でもその例外ではない。後継者不足により担い手が減少すれば、農業生産額も伸び悩み、遊休農地が増え続ける。近年新たな担い手の導入には、農福連携や他産業からの派遣などにより、様々な担い手確保が取り組まれてきたが、多くは一時的に労働力不足を補うものであり、将来的な担い手の確保に繋がっていない。こうした現状を踏まえて以下の取り組みについて提言したい。

(1) まず、定年とともに実家の農業を担う定年就農者は、兼業農家で実家の農業を引き継ぐケースと、新たに農業に取り組むケースがあり、時限的だがある程度の担い手が確保できる。時間的にも経済的にも余裕があり、残る人生を活かして農業生産に関わり、新たな価値観のもとに充実した人生を送るという考え方が動機になりやすい。問題は、事業として前向きな意欲が持てるかどうかにある。近年の農業経営には農機具などの負担で初期コストが大きく、出来るだけ負担が軽減される経営で就農できる仕組みが必要になる。対策として、認定農業者でなくとも定年就農者に対する独自の補助制度が創設できないだろうか。また、中古農機具バンクの設立を検討頂きたい。

(2) Iターン・Uターン新規就農者の受入れと育成については次のようなことが考えられる。新規就農者が就農してから独立するまでの道のりは楽ではない。様々な初期コストの負担があり、耕作する農地の確保にも難しさがある。他にも技術的な面での育成や地域住民との融和などもかなり重要な要素で、道半ばで離農する就農者も見受けられる。

利益確保までの期間が長くならないように、就農時点から良好な農地の確保や農機負担の軽減を図る仕組みが必要と思われる。「北栄町農業経営基盤強化促進基本構想」で13種類の経営パターンが提示されているが、それに合わせた優良農地の確保が可能かどうか疑問である。空き農地バンクへ登録された農地や遊休化直前の農地では生産量の確保が難しいのではないかと。中間管理機構を経由して提供されている農地も実態はあまり変わっていないように思われる。実際に耕作されている優良農地や設備、農機具類をまとめて引き継ぐ方式が最も円滑であると思われる。そのためには、農業委員が農家の意向をよりきめ細かく聴取し、後継者が見当たらない農家については登録したうえで、数年後に事業の全体を託すための働きかけを行う必要がある。そうした環境整備の上に新規就農者を募り、事業を託す前の段階から就農予定者がその農家の生産を手伝い、栽培手法の指導を受ける。そうすれば、いくつかの問題点の軽減が図れる。当然、関係者への助成が必要だが、「弟子入り」という認定のもとに制度化を検討していただきたい。

(3) また、農家への営農サポート体制も必要である。個人事業主である農家が病気やけがで休まざるを得なくなった時など、農作業が出来なくなる。集落単位の営農組合や品目ごとの生産部組織などが受け皿になって栽培支援をする仕組みの構築が出来ないか、そのための支援事業が創設出来ないか検討いただきたい。こうした安心への仕組みは新規就農者の受け入れにも効果的と考える。

(4) 最後に、新規就農者を受け入れる地域住民との人間的な繋がりである。農業者として独立するまでの間、暖かく仲間として受け入れる環境が無ければ、やがて新規就農者は孤立しかねない。周囲に溶け込む本人の努力次第という面もあるが、担い手として育成するためには地域住民の理解と協力が不可欠である。地域における複数の支援者を指定して農業技術だけでなく生活全般を含めた育成をフォローする仕組みを構築していただきたい。

2 農業の将来像と農地対策について

顕在化する遊休農地問題が深刻さの度合いを増している。農業者の高齢化が年々進行し、農家の離脱が相次ぐ中では解決策の目途が立たない。年々遊休化する農地が増加して、空き農地バンクに登録し、中間管理機構への登録を行っているが、担い手の急増が望めない中では空き農地の劣化が進み、受け皿のない農地の再利用は容易ではない。そもそも古い時代から維持してきた条件の異なる農地のすべてを維持して耕作することは、担い手や後継者が減少する中では限界がある。農業従事者の減少という観点から、農地を現状維持するという発想ではなく、将来の農業生産に必要な農地がどのくらい必要かという方針で考え直すべきでないかと思われる。

例えば、遊休化を防ぎ耕作しやすい優良農地と、遊休化しても止むを得ない農地と選別して、それぞれに相応しい対策を講じることが農業政策としても効果的ではないかと考えられる。劣化した農地は、栽培がしやすい作物で共同生産や町興しで季節的な農業体験園地とすることもその例と考える。

将来、町の農業を構成する品目ごとの生産目標を栽培農家数や経営規模から想定し、それに必要な農地面積がどのくらいで、それらを合計すると全体の農地面積がどのくらいになるという試算を行う必要がある。その試算結果に基づいたものが将来的に維持発展の見込める農業基盤になるのではないか。従来からの取り組みを継続するだけでは抜本的な改善は見えてこない。現状の課題を踏まえつつ、町の農業を将来的にどのように維持発展させるかという観点で、目指す農業の将来像を模索する方向にあらゆる施策を転換する時期が来ているのではないかと考える。北栄町農業振興基本計画の新たな立案に当たっては、そのような視点を踏まえて検討を進めて頂きたい。

3 環境美化について

- (1) 近年目立つ光景として、農地へのペットボトル・缶などのごみのポイ捨てが後を絶たない。農作業に支障をきたすだけでなく、農地と一体になった本町の景観を損ねるものである。町民の農業や農地への理解を向上させるためにも、そうした行為への歯止めとしてポイ捨て禁止の呼び掛けを行い、注意を喚起する立て看板の設置を検討いただきたい。
- (2) 更に、町の環境美化への取り組みを推進するために環境美化を宣言する条例を制定して頂きたい。県の条例（環境美化を推進するための条例）ではそうした行為への罰則なども規定されている。ちなみに県下では多くの市町村で同様の趣旨の条例が制定されているが、本町にはいまだ制定されていない。町民が意識すべきこととして条例の制定を検討して、その中には農地へのポイ捨てが迷惑行為であることを明記していただきたい。
- (3) 環境美化の別の問題として砂丘畑からの砂の飛散がある。強風によって公共の道路や居住区域などの生活環境に影響を及ぼしている。飛砂防止対策が個々の農家の取り組みでは容易でないため、地域一帯での組織的な対策を促すよう支援策を検討いただきたい。

4 鳥獣害対策について

- (1) 近年、町による被害防止対策の検証実験が行われ、助成制度の拡充に取り組まれたことは大いに評価出来るところだが、野生動物による農業被害の実態は大きく改善していないと思われる。その原因は施策の内容が被害を受けている農家に広く浸透していないのではないかと。或いは、個々農家ではなく地域で取り組むという助成の条件が制約になって地域での合意が形成されていないのではないかと。そうしたことが懸念されるため、まずは、施策の内容について町内農家への周知徹底を改めてお願いしたい。
- (2) 次に、町内農家の被害の正確な実態把握をお願いしたい。個々農家から町への届け出によって把握される仕組みだが、全ての被害が報告されていない様に思われる。その上で、より実態を踏まえた対策検討となるよう、集約された被害情報を自治会、農事組合、営農組合、生産組合などの組織と共有していただきたい。また、対策実施に当たっては、個々農家の自己責任依存ではなく、地域や各農業関係組織と足並みを揃えた取り組みの機運を高める働きかけを行っていただきたい。
昨今、農業被害に留まらず、居住地域内に猪が出没する事例も発生しており、生活環境の安全確保の観点からも、農家非農家の別なく取り組めるような仕組みづくりを検討いただきたい。

5 ジャンボタニシ対策について

一昨年から顕在化した被害に対して、踏み込んだ支援対策が昨年から講じられ、その後の観察では被害を減らす効果はあったものの死滅させるには至っていない。今後の方針を生息数の抑制と被害を最小限にすることとし、一定の効果を得るためには、生息状況や被害実態で特定した地域毎に同一レベルの対策を講じ、地域が共同して作業を行うという観点が不可欠と考える。今後は防除対象地区すべての水田耕作農家の取り組みの推進と対策の予算化をお願いしたい。